

# 非化石価値取引市場について

資源エネルギー庁

2021年9月24日

# はじめに

- 前回の本作業部会においては、再エネ価値取引市場における論点として、需要家の要件や仲介事業者における取引範囲・要件・義務および取引規律について、事務局の方向性をお示した。
- また、FIT証書の最低価格における基本的な水準を提示し、今後更に検討を深めていくことにした。
- 今回は、残る論点として、最低価格の具体的価格や証書の有効期限に対する今後の方向性、FIT証書の市場取引後の売れ残りの取扱いについて、事務局より考えを提示する。
- また、JEPXにおいて現在検討中の仲介事業者における現行素案の共有や、本市場におけるFIT証書の会計・税務上の取扱いの基本的な考え方、および需要家による証書の活用方法等についても報告させていただく。
- 今回の議論においては、本市場設計における残る主要論点を整理させていただきつつ、その他事項についても種々ご議論を頂き、11月からの試行的取引に向けた環境整備をしていきたい。

# 【参考】再エネ価値取引市場の各課題に対する今後の論点①

第54回制度検討作業部会(2021年7月16日) 資料4より一部改

- 今後の議論すべき主な課題と具体的な論点を整理すると以下の通り。
- またこれらの他にも、議論となりうる課題や論点がないかご意見を賜りたい。

## 主な課題

## 具体的な論点

### 需要家の要件

- 広く参加を求めるものの、最低限の要件（定性、定量面で）の必要はないか
- JEPXにおける規定に基づき、取引所参加により生じる一定の取引コスト等によりある程度参加者が限られるものと考えてよいか

### 仲介事業者の要件

- 仲介を認める場合、対象とすべき事業者の範囲をどうすべきか
- 仲介という行為について、どのような権限、機能、規律など要件を認めるべきか
- 仲介事業者に対する管理手法等をどうすべきか
- 仲介業務による税務・会計上の整理等
- 仲介事業者による売れ残りの証書の取扱い

### 最低価格の 具体的水準

- 既存の他制度（Jクレジットやグリーン電力証書）との価格差をどう考えるべきか
- 海外の証書制度と同程度の水準とするか、FIT証書はそれとは異なる水準とするか
- 証書の売れ残りの取り扱いとの考えと合わせてどう考えていくべきか

# 【参考】再エネ価値取引市場の各課題に対する今後の論点②

第54回制度検討作業部会(2021年7月16日) 資料4より一部改

## 主な課題

## 具体的な論点

### 取引頻度・ 価格の決定方式

- これまで通り、年4回のオークション頻度とすることによりか
- 価格決定も同様に、マルチプライスオークション形式を踏襲してよいか

### 証書の有効期限

- 欧米の証書制度も参考に、例えば取得から1年間など期間を変更すべきか
- 変更する際、温対法の利用可能とする期間と、再エネなど環境価値を訴求できる期間とを分けるべきか、揃えるべきか
- 有効期限を延ばすことにより、既存の期限に基づく税務上の取り扱いの整理への影響を及ぼさないか
- 上記の観点から、取得者が小売事業者と需要家で有効期限の考えを分けるべきか

### 証書の売れ残り に対する取り扱い

- これまで通り、売れ残り分については小売事業者へ無償配分することによりか。

※その他、高度化法上における義務や需要家負担との関係の課題あり

- 1. 個別論点①価格水準**
2. 個別論点②証書の有効期限
3. 個別論点③FIT証書の売れ残りについて
4. 個別論点④仲介事業者の要件
5. 参考 証書の会計・税務上の考え方
6. 参考 需要家が証書を直接調達した場合の証書の活用方法

# 価格水準について

- 前回の本作業部会では、今回のFIT証書の最低価格の見直しが、需要家の再エネ価値へのアクセス環境の改善や証書の利便性の向上を目指すものである一方、見直しに際して考慮すべき点として、再エネの価値を取引する類似の他制度や高度化法義務達成における価格動向、証書収入と賦課金との関係性などをお示した。
- その上で、需要家アンケートにおける再エネ価値への追加コスト負担に対する回答結果や、現在のJクレジットや高度化法義務市場等の価格、更には本証書収入の賦課金への低減効果を鑑み、**0.3円～0.4円/kWhを基本として検討を深めることについて、御賛同いただいた。**
- 今回は、最終的な価格水準を決めるにあたり、前回の御議論を踏まえた具体的な最低価格をお示しする。

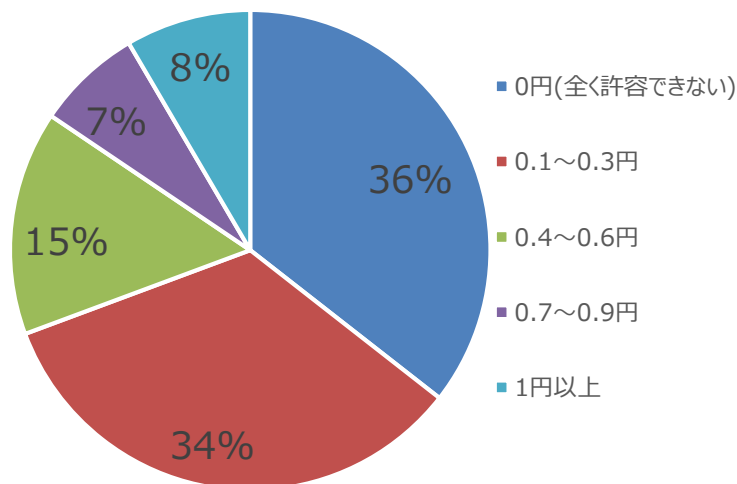
- FIT証書の価格水準（最低価格）については、従来の最低価格1.3円/kWhを出発点としつつ、再エネ価値へのアクセス向上を求める需要家のニーズに応える形で、これを大幅に引き下げる方向で検討を行うこととしている。
- 他方、検討に際しては、需要家のニーズのみならず、Jクレジット等の類似の他制度や高度化法義務達成市場における価格動向、FIT賦課金の低減効果等も考慮する必要がある。
- このうち、需要家のニーズについては、前回御紹介した需要家アンケートにおいて、0.1～0.3円/kWhを望む声が最も多かった。
- 一方、Jクレジットの落札価格は直近で約1.2円/kWhとなっており、最近上昇傾向にある。また、高度化法義務達成市場においては、最低価格が0.6円/kWhと定められている。
- 更に、FIT賦課金の低減効果について、一定の仮定を置いて試算すると、0.4円/kWhの場合は約54億kWh（2020年度約定量の約4倍）、0.2円/kWhの場合は約108億kWh（同約7倍）約定すると、2020年度と同程度の効果を得られることとなる。
- こうした状況を踏まえ、FIT証書の最低価格については、0.3円～0.4円/kWhを基本として検討を深めていくこととしてはどうか。

# 【参考】需要家アンケート結果

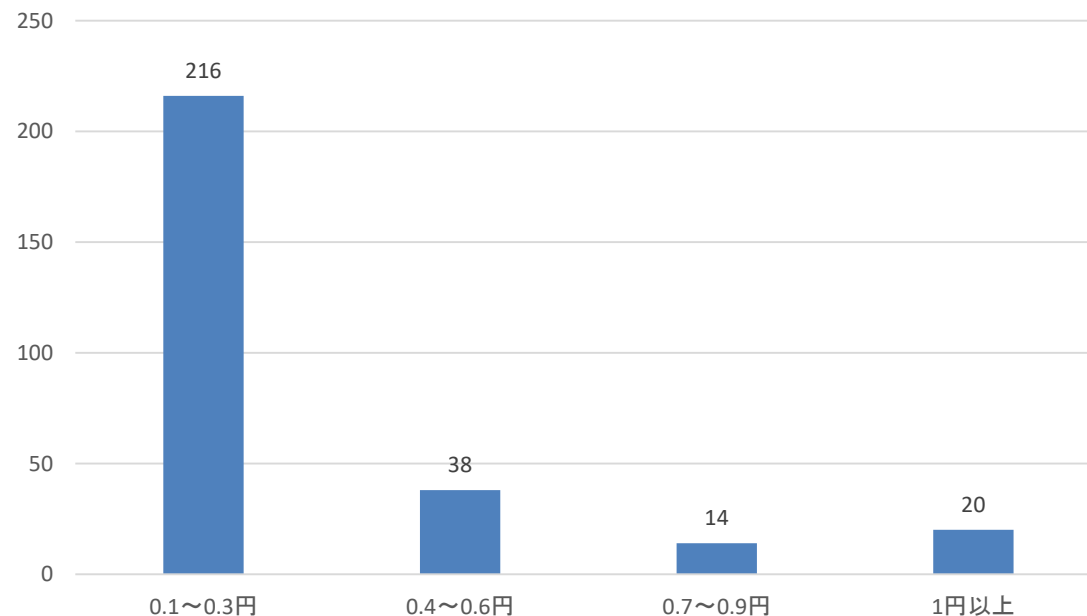
第56回制度検討作業部会（2021年8月27日）  
資料3より抜粋

- 再エネやCO2フリー電力を「既に使っている」または「関心がある」と回答した事業者において、既存の契約から再エネメニューに切り替えるとなると、kWhあたりいくらまで許容できるか、という質問に対して、回答事業者数の割合で示すと、**0円（全く許容できない）が約3割強、0.1-0.3円が約3割、0.4-0.6円以上が約3割**となった。
- 0円（全く許容できない）の回答を抜いた場合、回答事業者の購入電力で重み付けした割合で示すと、**0.1-0.3円が約75%、0.4-0.6円が約13%、0.7-0.9円が約5%、1円以上が約7%**となった。

＜再エネメニューへの切り替えに許容しうる価格＞



[億kWh] ＜使用電力量で重み付けした場合(0円の回答は除く)＞



回答数：225



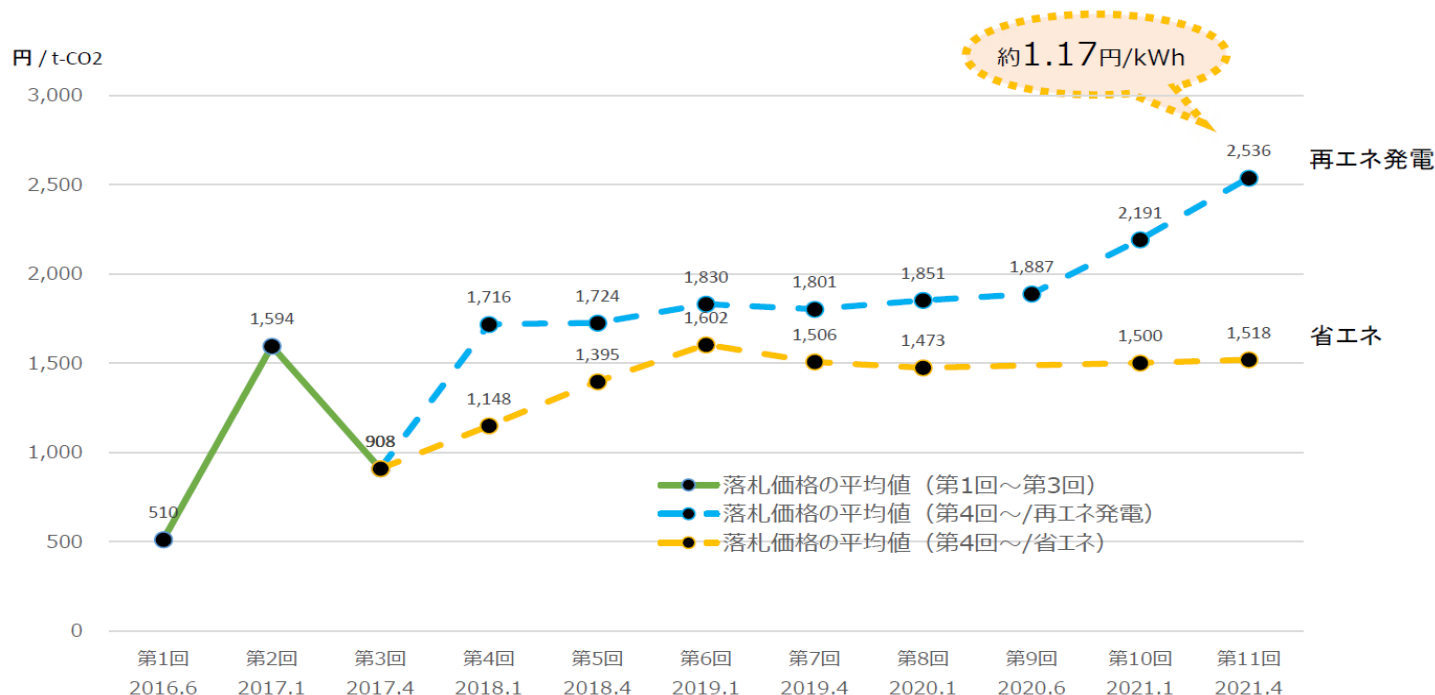
## 【参考】他制度における環境価値の価格

第56回制度検討作業部会（2021年8月27日）  
資料3より抜粋

- J-クレジットについては、近年の再エネ発電由来のクレジット需要の高まりに応じて、平均落札価格も上昇しており、2021年4月の平均落札価格は約1.17円/kWh。
- グリーン電力証書は、環境省の事業者ヒアリングによれば2～7円/kWh程度。

[https://www.env.go.jp/earth/earth/re100\\_1/RE100guidebook.pdf](https://www.env.go.jp/earth/earth/re100_1/RE100guidebook.pdf)

### ＜Jクレジットの入札状況の推移（平均落札価格）＞



※平均値は、落札価格に当該落札トン数を乗じた合計を総販売量で除したものの。

## 【参考】FIT証書収入の推移

第56回制度検討作業部会（2021年8月27日）  
資料3より抜粋

- FIT賦課金の軽減に充てられるFIT証書の収入は、2020年度は約19億円。賦課金総額約2.4兆円の0.08%にあたる。
- 本年度の賦課金想定額が2.7兆円であるとする、その0.08%、すなわちFIT証書売り上げ額が21.6億円であれば、昨年度と同程度の賦課金軽減効果となる。

|       | 再エネ賦課金 (/kWh) | 賦課金 (円)      | 約定価格①<br>(約定量加重平均価格) | 総約定量 (kWh)② | ①×②<br>(円) |
|-------|---------------|--------------|----------------------|-------------|------------|
| 2017年 | 2.64円         | 2.1兆         | 1.3円                 | —           |            |
| 2018年 | 2.90円         | 2.4兆         | 1.3円                 | 3500万       | 4550万      |
| 2019年 | 2.95円         | 2.4兆         | 1.3円                 | 4.4億        | 5.7億       |
| 2020年 | 2.98円         | 2.4兆         | 1.3円                 | 14.6億       | 19億        |
| 2021年 | 3.36円         | 2.7兆<br>(推定) | ★(次頁)                | ☆(次頁)       |            |

## 【参考】約定価格と賦課金軽減額

第56回制度検討作業部会（2021年8月27日）  
資料3より抜粋

- 仮に2020年度と同程度の賦課金軽減効果を得ようとする場合、約定価格と約定量の関係は以下の表のとおりであり、kWh単価0.4円の場合は54億kWh、0.3円の場合は72億kWh、0.2円の場合は108億kWhの需要があれば、賦課金軽減額は21.6億円（賦課金総額の0.08%）を上回る。
- なお、先般実施した需要家アンケート（回答事業者数:338）では、回答事業者全体の購入電力量が約1,145億kWhであるところ、足下での再エネ（もしくはCO2フリー）電力の購入希望量は約163.3億kWhであった。

| 約定価格（円）＼約定量（億kWh） | 25   | 50 | 75   | 100 | 125   | 150 | 175   | 200 |
|-------------------|------|----|------|-----|-------|-----|-------|-----|
| 0.1               | 2.5  | 5  | 7.5  | 10  | 12.5  | 15  | 17.5  | 20  |
| 0.2               | 5    | 10 | 15   | 20  | 25    | 30  | 35    | 40  |
| 0.3               | 7.5  | 15 | 22.5 | 30  | 37.5  | 45  | 52.5  | 60  |
| 0.4               | 10   | 20 | 30   | 40  | 50    | 60  | 70    | 80  |
| 0.5               | 12.5 | 25 | 37.5 | 50  | 62.5  | 75  | 87.5  | 100 |
| 0.6               | 15   | 30 | 45   | 60  | 75    | 90  | 105   | 120 |
| 0.7               | 17.5 | 35 | 52.5 | 70  | 87.5  | 105 | 122.5 | 140 |
| 0.8               | 20   | 40 | 60   | 80  | 100   | 120 | 140   | 160 |
| 0.9               | 22.5 | 45 | 67.5 | 90  | 112.5 | 135 | 157.5 | 180 |
| 1                 | 25   | 50 | 75   | 100 | 125   | 150 | 175   | 200 |

## 【参考】第56回制度検討作業部会（8/27）における主な御意見

- 価格水準について、アンケート結果を見ると、事務局提案の価格帯がもう少し下がると、総収入が大きくなるのでもう少し下げるというのでも良いのかなと思う。ただ再エネ価値を認めるという点である程度の高さにしておくことにも利点があることも理解。価格を下げると高度化法との価格差も更に開いてしまうので、そういったことも踏まえると0.3－0.4円は落としどころとしては良いのかなと思う。
- 価格について、様々な意見がある中での数字だと思うが、懸念になるべく小さくなる方とすべき。この出発点（0.3－0.4円）から始めることに異存ない。
- 価格は、本来は市場の中で決まるものであり、もっと低くても良いと思うが、価格を低くすることの弊害をあれだけ他の委員が主張した中、事務局提案がこの水準に踏みとどまってくれたのは良かった。
- 最低価格水準については0.3－0.4円で賛同する。国際的に競争力がある価格水準でということで議論が始まったので、その点も踏まえて最終的にきめるべきと考える。
- 海外では安価な証書が「グリーンウォッシュ」として厳しく評価されている例もある。再エネ価値取引市場が初回からあまりに安いというのは望ましくないと思う。0.3－0.4円は妥当だと考える。
- 価格水準の決定にあたっては、諸々の考慮事項とその影響を整理して、決めていただきたい。
- 価格水準について、賦課金軽減効果のみを基準とするのではなく、幅広い観点から慎重な検討をおねがいしたい。
- 高度化法義務達成市場は最低価格以上がつく可能性も高い一方、再エネ価値取引市場は最低価格に張り付く可能性が高いので、0.6円との差以上に差が開く可能性がある。料金に転嫁できる仕組みを是非検討いただきたい。
- 高度化法義務達成市場との価格差については引き続き検討していただきたい。

## 【参考】高度化法義務達成市場における約定結果について

- 8月26日～27日にかけて、2021年度第1回の非化石価値取引市場（非FITのみ）のオークションが実施され、再エネ指定のある証書の約定価格は、**0.6円/kWh**（＝最低価格）となった。

| 項目                        | 非FIT非化石証書<br>再エネ指定なし |               |               |               | 非FIT非化石証書<br>再エネ指定 |               |               |               |
|---------------------------|----------------------|---------------|---------------|---------------|--------------------|---------------|---------------|---------------|
|                           | 第2回<br>(2020)        | 第3回<br>(2020) | 第4回<br>(2020) | 第1回<br>(2021) | 第2回<br>(2020)      | 第3回<br>(2020) | 第4回<br>(2020) | 第1回<br>(2021) |
| オークション回                   |                      |               |               |               |                    |               |               |               |
| 約定処理日<br>(価格決定日)          | 11月10日               | 2月9日          | 5月12日         | 8月26日         | 11月11日             | 2月10日         | 5月13日         | 8月27日         |
| 約定価格(円/kWh)               | 1.1                  | 1.2           | 1.0           | <u>0.7</u>    | 1.2                | 1.2           | 0.9           | <u>0.6</u>    |
| 約定量(百万kWh)                | 1,247                | 805           | 3,064         | 416           | 631                | 10,570        | 2,276         | 1,744         |
| 市場における<br>売入札量(百万<br>kWh) | 8,707                | 1,910         | 3,064         | 5,081         | 4,282              | 11,273        | 3,518         | 3,771         |
| 市場における<br>買入札量(百万<br>kWh) | 24,148               | 13,177        | 9,269         | 3,912         | 7,746              | 15,890        | 6,666         | 3,935         |

## 具体的な最低価格について①

- 今回の制度見直しに当たっては、世界的に脱炭素への取組が急務となる中、需要家による電気の再エネ価値へのニーズが急速に拡大していることを踏まえ、再エネ価値に対する需要家のアクセス環境や利便性向上のための新たな市場創設を議論してきた。
- これまでに御議論されてきたとおり、新たに創設する市場における証書の価格形成は、需要家のニーズを反映した価格シグナルとして、本来、需給バランスにより決まることが望ましい。他方、足元では供給が需要を大幅に上回ると見込まれるため、需給がバランスするまでの当面の措置として、最低価格を設定することとしている。
- その際、グローバル競争にさらされる需要家にとって脱炭素化への取組状況が競争力に影響しかねない状況を踏まえると、再エネ価値の価格は、海外の類似制度（0.1～0.2円/kWh）に対して遜色ない水準が求められる。
- また、市場設計の在り方を考えた場合、新たな市場におけるFIT証書の供給量の急速な拡大が見込めない中、需要量は価格に応じて大きく変動する可能性が高い以上、新たな市場における価格形成を速やかに望ましい姿に近づけていくためには、需要の拡大に重きを置くことが最も重要となる。
- この点、先般実施した需要家アンケートの結果においても、0.1円～0.3円/kWhと0.4円～0.6円/kWhで潜在的な需要量に大きな差異があることが窺える。
- これらの事情を勘案し、新たな市場におけるFIT証書の最低価格については、取引開始当初の暫定措置として、0.3円/kWhとしてはどうか。

## 具体的な最低価格について②

- なお、FIT証書の価格水準が低くなると再エネ投資にネガティブな影響があるとの懸念もある。しかし、再エネ電気の利用拡大を目指す需要家が、自ら再エネ投資を行うか、証書の調達により対応するかは、中長期も見据えた個別の経営・事業戦略によるところも大きいと考えられ、必ずしも証書価格の水準のみによる判断とも限らない。
- また、Jクレジット等の類似の制度の価格水準への影響については、各制度の取引の対象や需要家のニーズが異なるため、必ずしも直接的に及ぶものではなく、これまでと同様、それぞれの役割・価値に応じた価格が今後も形成される可能性が高いと考えられる。

# 需要家の費用負担

- 今回、FITの再エネ証書の最低価格を0.3円/kWhとした場合、小売事業者において、高度化法の義務達成市場における最低価格0.6円/kWhとの差額の0.3円/kWhを上乗せして需要家に非化石電気を販売することが、従来以上に困難となる可能性がある。
- このため、需要家の理解の下、小売事業者が法律上の義務に起因するコストを機動的に回収する方策として、差額分も含めて一律に需要家負担を求めることが考えられる。
- しかし、高度化法上の義務を達成するため小売事業者が購入した非化石証書について、当該非化石証書に裏打ちされた非化石電気を購入した需要家が負担した分も含めて一律に需要家負担を求めることは妥当性を欠く。よって、需要家に一律負担を求める具体額を算定するためには、非化石電気の販売動向を見定める必要がある。
- 一方、非化石電気の販売動向がどうであれ、いずれにせよ小売事業者にとって回収が困難となる可能性の高い差額分について、一律に需要家負担を求めるということも考えられる。
- しかし、上記の差額0.3円/kWhは2つの市場における最低価格の差額に過ぎず、市場での取引価格はオークションごとに変動することが見込まれる。また、高度化法の義務達成に用いられる非FIT証書は、市場外でも取引が行われ、その取引価格は必ずしも最低価格以上にならない可能性がある。
- このため、高度化法義務達成のコストについて、需要家の負担を求める方策については、今後の取引動向を見極めつつ、引き続き検討を行っていくこととしてはどうか。



## 【参考】第6次エネルギー基本計画（素案）（2021/8/4）

### （１１）エネルギーシステム改革の更なる推進

#### ①脱炭素化の中での安定供給の実現に向けた電力システムの構築に向けた取組

##### （d）脱炭素電源の調達ニーズの高まりにも対応できる事業・市場環境整備

世界的にカーボンニュートラルの動きが加速する中、事業活動やサプライチェーン全体の脱炭素化が国際競争力の観点から重要となっており、産業界を中心とした需要家による脱炭素電源の調達・表示ニーズが高まっている。こうしたニーズに対応するには、脱炭素電源の一層の拡大に加え、需要家が直接脱炭素電源へアクセスすることを可能とする事業環境を整備していくことや、需要家が自ら利用する電気の属性情報を適切に把握することが求められている。

そのため、非化石電源由来の電気が有する環境価値を取引する非化石価値取引市場について、現行の高度化法上の小売電気事業者への脱炭素電源の調達義務や負担との整合性にも留意しつつ、トラッキング付き非化石証書の増加や需要家による購入可能化などの見直しを行う。また、小売電気事業者の義務に伴い発生する費用を、需要家の理解の下で適切に負担される仕組みの検討を行う。オフサイト型PPA（需要家の遠隔地からの再生可能エネルギー電気等の直接調達）による他社融通が促進されるよう環境整備を進める。あわせて、FIP制度やアグリゲーター等を通じた再生可能エネルギーの電力市場への統合を促す市場整備などを進め、再生可能エネルギーの活用を促していく。

1. 個別論点①価格水準
- 2. 個別論点②証書の有効期限**
3. 個別論点③FIT証書の売れ残りについて
4. 個別論点④仲介事業者の要件
5. 参考 証書の会計・税務上の考え方
6. 参考 需要家が証書を直接調達した場合の証書の活用方法

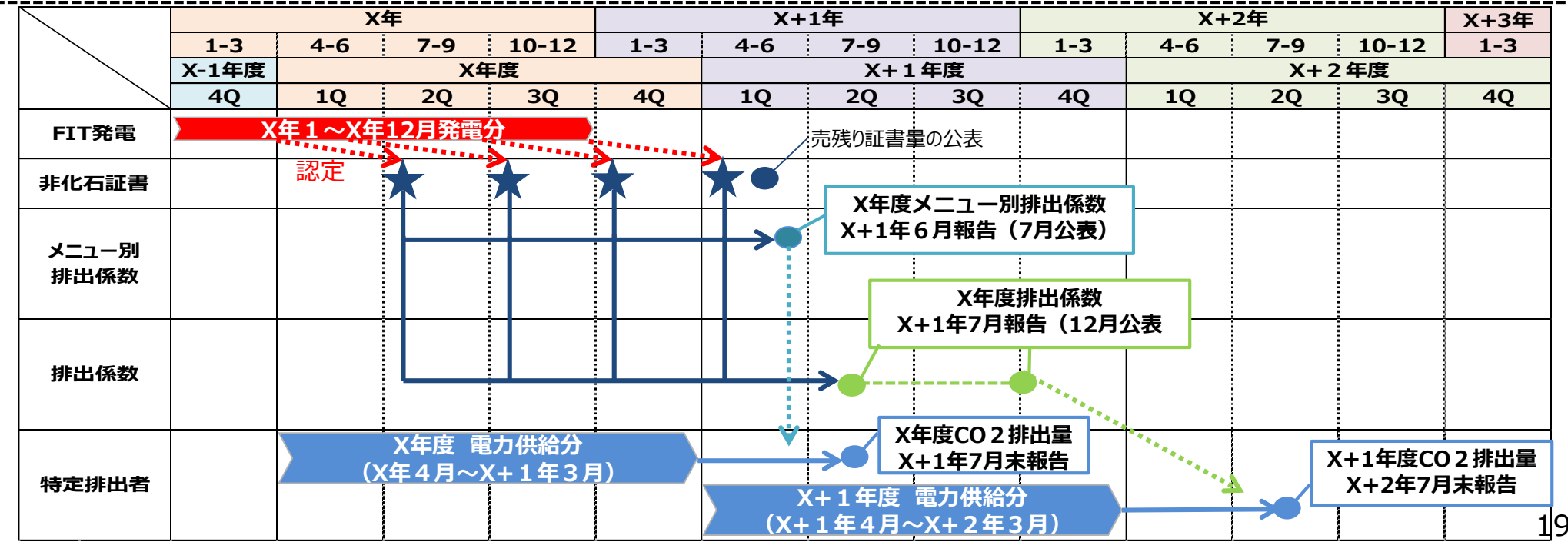
# FIT証書の有効期限について

- FIT証書の有効期限については、これまで欧米など海外の証書制度も参考に、従来の期限（オークションでの取得のタイミングによらず、全て6月末迄）から、例えば取得時から1年間有効などの期間の変更について論点として提示した。
- 有効期限の変更を検討するにあたっては、変更することにより温対法上の事業者における報告方法や、証書の取扱いなども含めて検討する必要がある。
- また、期限の変更により、証書の取得するタイミングによって温対法上の報告で活用可能となる対象年度が分かれる可能性があるため、証書の口座管理の観点でも、例えば償却口座を新たに設けるなども合わせて検討していく必要がある。
- さらに、期限の変更が、これまでの証書における税務上の取り扱いに影響を及ぼさないかなどの検討も必要。また、非FIT証書との期限との関係にも留意は必要。
- こうした観点から、まずは11月から開始する試行的な取引においては、現行と同様の有効期限（6月末）としつつ、引き続き期限の変更が可能となるかについては、運用面を含め検討を深め、本格的な取引が開始するまでに結論を示してはどうか。

# 【参考】今後の排出係数の報告スケジュールについて

第15回 温対法に基づく事業者別排出係数の算出方法等に係る検討会（2018年3月30日）資料2より抜粋

- 今年度の制度検討作業部会にて、X年（暦年（1～3月を含む））に発電されたFIT電源に係る非化石証書は、小売電気事業者が翌年7月に実施する高度化法の非化石電源比率の報告にあたり、X年度の実績として反映させることが可能、と整理されている。
- また、昨年度の排出係数検討会（第14回）にて、排出係数算定の際に利用可能な非化石証書の対象年度についても高度化法と取扱いを合わせる、と整理されている。
- このため、X年（暦年）に発電されたFIT電源に係る非化石証書は、小売電気事業者が翌年に実施する温対法の排出係数の報告（翌年度6月（メニュー別排出係数）又は7月（事業者全体の排出係数））にあたり、X年度の実績として反映させることが可能とする。  
 ※当該年の第4回目のオークション後に売れ残った非化石証書に係るゼロエミ価値が余剰非化石電気相当量として、小売電気事業者全体に分配される。また、売残り証書量はオークション終了後、速やかに経済産業省より公表される。小売電気事業者は、係数報告の様式に基づき、当該公表値を用いて自身のゼロエミ価値の分配量を計算する。



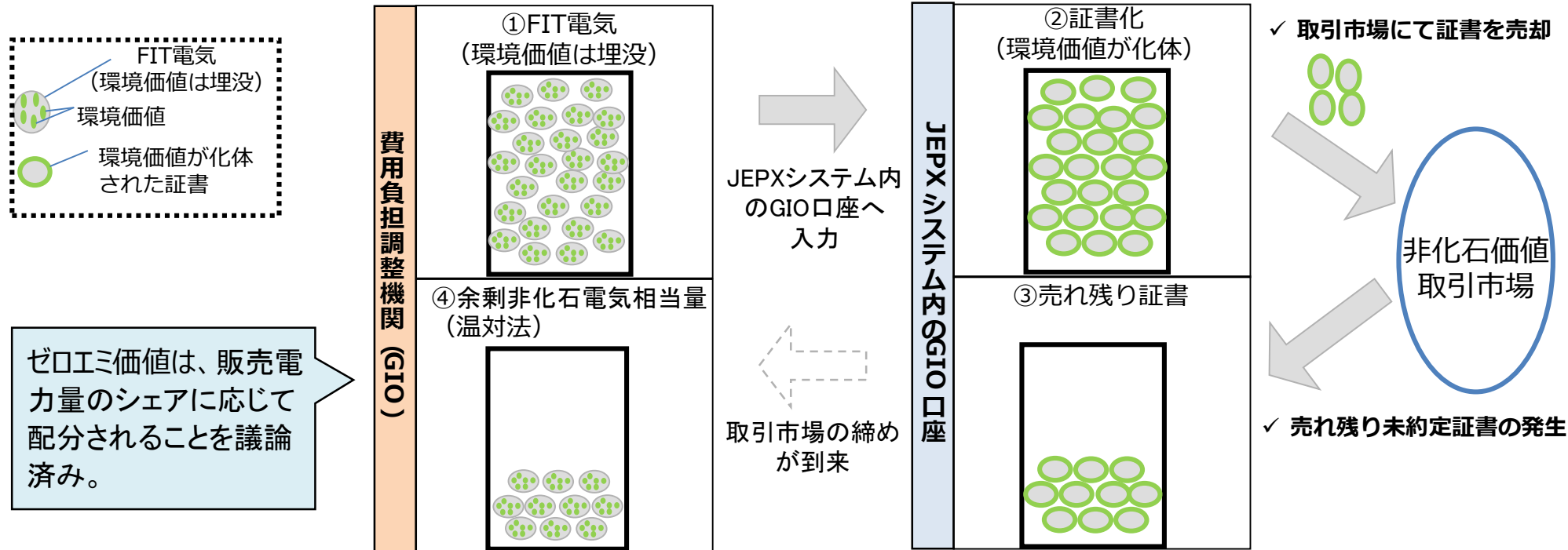
1. 個別論点①価格水準
2. 個別論点②証書の有効期限
- 3. 個別論点③FIT証書の売れ残りについて**
4. 個別論点④仲介事業者の要件
5. 参考 証書の会計・税務上の考え方
6. 参考 需要家が証書を直接調達した場合の証書の活用方法

# FIT証書の売れ残りについて

- これまでFIT証書の年度の最終オークション後に約定されずに売れ残った証書については、需要家が賦課金として費用を負担していること等を鑑み、その環境価値（ゼロエミ価値）を埋没させることなく、小売電気事業者の販売電力量のシェアに応じて配分され、各社の温対法上の排出係数に反映されている。
- 今回の見直しにおいても、引き続き本証書はゼロエミ価値を有するため、市場において取引がなされた後の売れ残り分については埋没化させることなく、その賦課金の負担者である全需要家に配分されるよう、今後も上記と同様の対応を採用することにしてはどうか。
- なお、各小売電気事業者は当該売れ残り証書が無償で取得しているゆえ、これまで同様、その**環境価値（ゼロエミ価値）を需要家に訴求することはできないこと**にしてはどうか。

## 【参考】論点 1 売れ残った非化石証書の環境価値の取り扱いについて

- FIT非化石証書のオークションの結果、約定されずに売れ残る証書が発生することも想定される。当該非化石証書は、翌年度以降に繰り越すことはできず、排出係数算定制度では「余剰非化石電気相当量」となる。
- 余剰非化石電気相当量に係る環境価値のうち、ゼロエミ価値については、需要家がFIT賦課金として費用を負担していること等に鑑み、埋没させることなく、現行の調整後排出係数算定式同様、販売電力量のシェアに応じて配分することとされている。他方で、非化石価値について、どのような取り扱いがなされるかは決まっていない。



## 【参考】論点 1 売れ残った非化石証書の環境価値の取り扱いについて

- 昨年度の貫徹小委での議論において、非化石証書の購入に伴い非化石価値と同時にゼロエミ価値が移転されるものと整理されている。また、非化石電源比率の目標（44%）は、エネルギーミックスを踏まえて策定されており、FIT電源分も考慮して設定されている。
- このため、余剰非化石電気相当量の非化石価値について、年度末に消滅させるのではなく、ゼロエミ価値同様、販売電力量のシェアに応じて配分し、各事業者の非化石電源比率に反映させることとしてはどうか。
- ただし、余剰非化石電気相当量の非化石価値については、各小売電気事業者が無償で取得していることとなるため、その非化石価値を需要家に訴求することはできないこととしてはどうか。  
※具体的には、高度化法の算出方法通達を改定して「余剰非化石電気相当量分配前非化石電源比率」を併せて算定することとし、当該比率を需要家に訴求可能とする。（現行の電力の小売営業に関する指針とも整合的）

### ≪非化石電源比率の算定方法の整理≫

$$\frac{\begin{array}{|c|} \hline \text{①非化石電源に係る電気の量} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{②非化石証書の調達量} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{③余剰非化石電気相当量の分配量} \\ \hline \end{array}}{\begin{array}{|c|} \hline \text{供給する全ての電源による発電量} \\ \hline \end{array}} = \text{非化石電源比率}$$
  
$$\frac{\begin{array}{|c|} \hline \text{①非化石電源に係る電気の量} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{②非化石証書の調達量} \\ \hline \end{array}}{\begin{array}{|c|} \hline \text{供給する全ての電源による発電量} \\ \hline \end{array}} = \text{余剰非化石電気相当量分配前非化石電源比率}$$

- 高度化法の非化石電源比率の報告に利用可能

- 需要家への訴求は不可

- 証書の購入に伴い実質的に〇〇%再エネ調達を実現している等、需要家に訴求が可能



1. 個別論点①価格水準
2. 個別論点②証書の有効期限
3. 個別論点③FIT証書の売れ残りについて
- 4. 個別論点④仲介事業者の要件**
5. 参考 証書の会計・税務上の考え方
6. 参考 需要家が証書を直接調達した場合の証書の活用方法

# JEPX規程改訂（素案）

|      |                      |                                                                                                                                       |                                                                   |                                                  |
|------|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 加入要件 | 会員資格                 | (1)小売電気事業者 (2)発電事業者 (3)一般送配電事業者または特定送配電事業者 (4)左記以外で、かつ <b>日本国内の法人</b> 。                                                               |                                                                   |                                                  |
|      | 資産要件                 | 収支計画と貸借対照表、損益計算書の提出をもって財務の健全性、存続性を確認する。（例：現預金の額の確認等）                                                                                  |                                                                   |                                                  |
|      | 欠格事由                 | <ul style="list-style-type: none"><li>暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関するの表明が必要。</li><li>破産手続または特別清算開始決定を受けた場合は脱退。</li></ul>                        |                                                                   |                                                  |
|      | その他                  | 審査手続において、取引所を取引以外の目的で利用しようとしていることが認められた場合、加入拒絶。                                                                                       |                                                                   |                                                  |
| 義務   | 記録義務                 | 取引参加者は、 <b>取引所所外で非化石証書を販売する場合</b> （小売電気事業者への販売、需要家への販売および電気の供給と併せての販売等、他者への非化石証書の移転行為）、取引所が定める様式に従って <b>その記録を管理しなければならない</b> 。        | 【違約規程】                                                            |                                                  |
|      | 記録報告義務               | <ul style="list-style-type: none"><li>記録は、商品の取引の終了後、<b>1ヶ月以内に取引所に提出しなければならない</b>。</li><li>取引所は、<b>必要に応じ記録の提出を求めることが出来る</b>。</li></ul> |                                                                   |                                                  |
| 規律   | 需要家への説明              | 取引参加者が委託に基づく取引を行う場合は、 <b>委託元に誠実に取引の制度や状況等を説明しなければならない</b> 。                                                                           | 取引参加者が、会員規程および取引規程に違反した場合、 <b>直ちにその旨を通告するとともに取引を停止</b> させることができる。 | 【処分規程】<br>1億円以下の過怠金、もしくは6ヶ月以内の取引停止、もしくは制限、または除名。 |
|      | トラッキングおけるレピュテーションリスク | 非化石証書やトラッキング付き非化石証書等の利用において、 <b>経済産業省およびトラッキング証書発行機関の利用規則において禁止されている行為をしてはならない</b> 。                                                  |                                                                   |                                                  |
|      | 取引範囲                 |                                                                                                                                       |                                                                   |                                                  |

## 【参考】第56回制度検討作業部会（8/27）における主な御意見

- 仲介事業者について、販売対象を法人、市場からの購入に限定することで利益相反の発生は減じられたと思う。制度の始めについては限定して始めるのは合理的。
- 小売事業者が仲介も兼ねる場合、勘定をしっかり分けて記録できるのかという点も重要。
- 証書の管理は J E P X がやるということだが、過去のデータや実績を踏まえて取引のあり方をよりよいものにデザインしていくという面でも、今後データを記録して活用していただくことを期待する。
- 仲介事業者間では転売できない。需要家間での証書の転売は認めた場合に、証書のトレーサビリティを確保する仕組みを検討いただきたい。また、仲介事業者も電力の需要家であるため、仲介事業者と需要家の違いを区別するための基準が必要ではないか。
- 仲介事業者が市場からの購入に限る、というのは「当面」ということであれば良いと考える。
- 証書のダブルカウントの問題は心配しているが、記録義務を課して取引所に定期的に報告させるとしているので賛同する。
- 仲介事業者が小売りも兼ねる場合、今後需要と供給が拮抗するようなことになれば、仲介事業者が自己勘定で購入する場合と顧客勘定で購入する場合とが出てくると思うが、顧客からの買札情報を参照しながら自己勘定で購入量を増やせるように、といった利益相反もありうるというのが懸念点。そのような場合、仲介部門と小売部門で情報遮断措置といった手当が必要かは今後検討していただきたい。
- 仲介事業者同士の取引を認めないという方向には賛成。仲介事業者の代理取次ぎも制度上認められるという理解だが、何か懸念点があれば検討いただきたい。
- 仲介事業者に記録義務を課すことについては良いと思う。売り先について、確認する側の負担もあると思うのでシンプルな仕組みを検討いただきたい。
- 仲介事業者の個別の記録に頼るのでは小売事業者にも心許ない上、市場の信用にも関わる。ダブルカウントを防ぐためにも、早い段階で統一的な証書の管理の仕組みを検討していただきたい。
- 取引会員規定は非化石用と電力用に分ける予定。負担は現行より減らす方向でいる。
- 需要家の求めに応じて証書の正当な権利者であることを証明に協力するというのは仲介事業者がやらなければならないことだが、そういった需要家の申し出を聞く場所も必要なので、そこはしっかりやっていく。
- 仲介事業者と需要家の間に入り、その上の信義則で規律していくことで実効性のあるものになっていくと思う。

## 【参考】仲介事業者の行う取引の範囲

第56回 制度検討作業部会  
(2021年8月27日) 資料3より抜粋

- 仲介事業者の要件・規律の検討に際しては、仲介事業者がどのような取引を行うかが重要となる。例えば、仮に仲介事業者が個人を相手にFIT証書を販売する場合は、消費者保護の観点から詳細な説明義務を課すなど、厳格な規律が求められる。
- この点、仲介事業者には、需要家のニーズに応じて効率的にFIT証書を市場から購入し販売することで、証書取引を促進する役割が期待されることから、**仲介事業者の行う取引の範囲については、需要家のニーズを基本に判断することが妥当**と考えられる。
- こうした観点から、証書の販売先については、①現状、電気の取引と切り離して証書単体での取引を希望しているのは基本的に法人であること、②個人においては、電気とセットで販売される再エネメニューにより現時点ではニーズが満たされていると考えられることから、**当面、販売対象を法人に限定**することとしてはどうか。
- また、証書の購入方法については、①仲介事業者による取引は市場と需要家の間を仲介するために認められるものであること、②仲介事業者間の取引を幅広く認めた場合、必ずしも実ニーズに基づかない事業者間の取引により価格形成が歪められる恐れがあることから、**当面、市場からの購入に限る**こととしてはどうか。



## 【参考】仲介事業者の取引参加要件

- 仲介事業の取引参加要件については、事業活動の自由を大前提としつつも、需要家保護の観点から不当な取引行為等を未然に防止するため、**一定の資格要件や規律を求めることが基本**となる。
- その際、これまで証書を取り扱ってきた小売電気事業者や、クレジットの仲介が行われている類似制度において求められる要件を参照しつつ、証書の仲介事業においても同様に求められる事項を検討していくことが合理的と考えられる。
- FIT証書の取引が行われる日本卸電力取引所（JEPX）においては、卸電力取引への参加資格として、**資産上の要件**（純資産額1,000万円以上）や**欠格事由**（ex. 破産者でないこと）を定めている。
- また、非化石証書と同様、環境価値を具現化したJクレジットのプロバイダー制度は、クレジットの創出・活用を支援するプロバイダーに対し、**財務管理の適正な実施や情報管理体制の整備**を求めている。
- FIT証書の仲介事業者においても、資産上の要件や欠格事由の不存在、財務管理の適正な実施や情報管理体制の整備の必要性は基本的に同様と考えられる。このため、仲介事業者の取引参加要件については、これらを基本としつつ、JEPXにおいて検討することとしてはどうか。

- 仲介事業者は、市場と需要家との間を仲介するに際し、再エネ価値の取引（FIT証書の移転）を担保する役割と責任を担うこととなる。
- 再エネ価値という概念上の取引においては、再エネ価値のダブルカウントの回避や取引の適切な反映といった観点から、取引の記録を適切に管理していくことが重要である。具体的には、取引所に開設した口座や自ら管理する取引記録を通じ、取引の状況を適切に管理していくことが求められる。
- このため、仲介事業者には、購入・販売したFIT証書について、取引日や取引の相手方、取引数量や価額等について、記録義務を課すこととしてはどうか。
- また、FIT証書が仲介事業者の手元で徒に滞留することなく、需要家において有効に活用されていることを確認するため、例えば、需要家への販売量について、取引所に定期的に報告させることとしてはどうか。
- 加えて、こうした規律の実効性を確保する観点から、これらの規律に違反した場合には、取引所における所要の手続を経た上で、特に違反が重大なときには取引参加資格を喪失させることとしてはどうか。

- 仲介事業者には、需要家のニーズに応じて効率的にFIT証書を市場から購入・販売することで証書取引を促進する役割が期待される一方、**証書制度の信頼性を確保する観点から、その取引において一定の規律が求められる。**
- 例えば、新たに参入した仲介事業者が需要家との情報の非対称性を利用して詐欺的行為を働いたり、証書の購入代金を前払いで受け取りながら需要家に証書を移転せずに倒産したりすると、発展途上のFIT証書取引の信頼性を大きく損なうこととなる。
- 他方、需要家に対して電気を継続的に販売する小売電気事業者とは異なり、**仲介事業者が販売するのは定型的な証書であり、その取引は一過性**である。また、個人への直接販売は予定されておらず、販売先は法人である。
- このため、電気の販売に際して小売電気事業者の遵守事項を細かく定めたガイドライン等は不要であり、現行の卸電力取引所規程が定める**信義則（※）を基本としつつ、追加的にFIT証書の性質に由来する特有の規律を設けることとしてはどうか。**
  - ※不公正な取引を行わない、不注意または怠慢な取引または受託を行わない、など
- 具体的には、例えば、以下のような規律を求めることとしてはどうか。
  - ・取引前に、需要家に対し、再エネ価値の内容及び市場における取引価格の動向を説明すること
  - ・取引後に、需要家の求めに応じ、当該需要家が再エネ価値の正当な権利者であることの証明に協力すること



- 環境配慮への取組が企業価値の向上に繋がりを情勢であることを踏まえ、小売電気事業者や需要家からは、トラッキング情報を対外的に公表するニーズも想定される。
- 一方で、現在のトラッキング実証においては、発電事業者がトラッキング証書を割り当てられる先を選択できないケースも存在する。そのため、発電事業者が望まない小売電気事業者や需要家に割り当てられた場合、同意なくトラッキング情報を対外的に公表されることは発電事業者にとってのレピュテーションリスクに繋がる可能性もあると考えられる。
- RE100等の国際的な取組においては、購入した証書に電源のトラッキング情報が必要となっているケースも多い。他方、具体的にどの電源の証書を調達したかを対外的に公表することは、一般的な要件とはなっておらず、需要家が調達した電気の再エネ環境価値を主張するにあたり、トラッキング先の具体的な電源の対外公表が不可欠とはされていない。
- 上記を踏まえれば、FIT電気の環境価値を証書として市場に供出するにあたり、トラッキング情報の付与については発電事業者からの同意を不要とする一方、発電事業者のレピュテーションリスクにも配慮し、トラッキング先の具体的な発電設備名、設置者名について、小売電気事業者や需要家が対外的に公表する場合には、発電事業者の同意が必要と整理してはどうか。
- 上記を担保するため、以下のルールを（再エネ価値取引市場の制度設計において）盛り込む方向で検討を深めていただくことにしてはどうか。
  - 同意なく、対外公表を行った場合には、取引制限措置（一定期間の参加資格停止など）
  - 他法令等に抵触するような不適切な事業者の排除措置（参加資格要件の設定など）



1. 個別論点①価格水準
2. 個別論点②証書の有効期限
3. 個別論点③FIT証書の売れ残りについて
4. 個別論点④仲介事業者の要件
5. **参考 証書の会計・税務上の考え方**
6. 参考 需要家が証書を直接調達した場合の証書の活用方法

# 需要家、仲介事業者が証書を取得する際の会計・税務上の取扱について

- 今般、需要家、仲介事業者が、FIT非化石証書を、直接、再エネ価値取引市場から取得できることとなった。これを踏まえ、非化石証書の取引等に伴う会計・税務上の基本的な考え方について、複数の税理士に確認したところ、結果以下の通り。

## ➤ これまでの非化石証書に係る取り扱いとの関係

非化石証書は、電気とセットとなり、実質再エネ又はゼロエミ電気として評価されるためのプレミアムを提供するもの。需要家、仲介事業者が取得する場合も、基本的な性質は変わらず、これまでの整理（次ページ参照）から大きく変わるものではないのではないか。

## ➤ 非化石証書の取引に係る留意点

### （１）消費電力量との関係

需要家が証書を購入する場合、自らの消費電力量に見合った量を調達することが自然と考えられる。消費電力量を大きく上回って、証書を購入した場合、これを自らの事業に必要な費用という説明は難しいのではないか。

### （２）証書の取引価格の妥当性

仲介事業者が需要家に販売する等、市場外で取引を行う場合、市場価格からあまりに乖離した価格での取引である場合は、その価格の妥当性について、税務上の懸念から説明が求められる可能性があるのではないか。

# 【参考】FIT非化石証書の取引に係る会計・税務上の取り扱いについて

## 非化石証書の取引に係る会計・税務上の取り扱いについて

- 12月に取りまとめた「非化石価値取引市場について」を踏まえ、当該市場で取引される非化石証書の取引等に伴う会計・税務上の基本的な考え方を複数の会計士や税務当局に確認した。
- その結果、非化石証書の取引に係る基本的な考え方は以下の通り。

### 非化石証書の取得時の会計上の扱い

- 非化石証書を取得した小売電気事業者は、当該取得分の電気を実質再エネ又はゼロエミ電気として表示（環境表示価値）することが認められている点に鑑みれば、非化石証書の取得は、いわば「電気」という商品の販売に当たって、「再エネ（ゼロエミッション）」という価値を付加するものと解することが可能。
- こうした経済実態を踏まえれば、非化石証書の取得時は、その取得価額をもって資産計上（流動資産）することが一般的と考えられる。

### 非化石証書の償却（費用処理、損金経理）について

- 上記の整理を踏まえれば、購入された非化石証書は、販売する電気に「再エネ（ゼロエミッション）」という価値を付加し、電気と一体的に販売する（販売電力量 $\geq$ 証書の活用量）ものと解することが一般的。
- このため、取得時に資産として計上された非化石証書は、電気販売と同時に、一体的に活用した分を費用化することが一般的と考えられる。（当該費用化分は、損金性が認められるものと解される。）

※小売事業者間による証書の転売可否については継続検討としていたところ、転売を可能とした場合、利益調整を目的とした小売事業者間の取引が行われる、証書を実需以上に購入することによって小売電気事業者の利益操作が可能となってしまうといった税務上の懸念があることから、当面、小売電気事業者間の証書の転売は出来ない仕組みとする。

※上記の整理を踏まえ、電気事業会計規則等の関連法令の整備を行う。（現在パブコメ中）  
なお、上記の整理は現時点における非化石証書取引を前提としており、小売電気事業者間での売買可否や高度化法の義務内容などの変更によりその経済実態が変化した場合、再整理が必要となる可能性がある。

1. 個別論点①価格水準
2. 個別論点②証書の有効期限
3. 個別論点③FIT証書の売れ残りについて
4. 個別論点④仲介事業者の要件
5. 参考 証書の会計・税務上の考え方
6. **参考 需要家が証書を直接調達した場合の証書の活用方法**

# 需要家が証書を直接調達した場合の証書の活用方法について

- これまでFIT証書の買い手であった小売電気事業者は、調達した非化石証書の電力量(kWh)に全国平均係数(kg-CO<sub>2</sub>/kWh)を乗じた削減量を、基礎二酸化炭素排出量にFIT・非FIT電源から環境価値が抜けた電気が有する排出量を加えた分から減算することが可能（これを販売電力量で割ったものが調整後排出係数）。
- 今後、需要家が直接FIT証書を購入した場合、例えば、需要家が別途調達する系統電力（小売電気事業者からの提供された電力）が有する調整後排出係数に使用電力量を乗じた排出量から、需要家自ら調達したFIT証書分(kWh)に全国平均係数を乗じた削減量を減算することなどが考えられるが、具体的な方法等については、別途の検討会において議論される予定。
- なお、これまで同様FIT証書は企業におけるグローバルなGHG排出量の算定・報告のデファクトスタンダードとなっているGHGプロトコルにも活用できているが、その活用対象は、**企業が外部から購入する電力に関するCO<sub>2</sub>排出量(間接排出・スコープ2)**であり、**自らが直接排出するCO<sub>2</sub>(スコープ1)**に対して利用することは不可となっている。

※なお、RE100の再エネ調達手法においても、電気と切り離された証書をコジェネのように、需要家が化石燃料由来の自家発の使用電力に証書をあてるべきではないとしている点は留意が必要。

## 【参考】非化石証書による調整後排出係数のオフセットについて（第14回）

- 非化石証書によるオフセット方法としては、調達した非化石証書の電力量（kWh）に「全国平均係数（kg-CO<sub>2</sub>/kWh）」を乗じて、調整後排出係数から減算することとされた。

### 対応方針

○非化石証書については一義的には高度化法における非化石電源比率（総発電電力量に対する非化石電源による発電電力量の比率）の算定に用いられるものであるため、証書化される際もkWhベースとなる。

○よって、調達した非化石証書の電力量に「全国平均係数」を乗じることで、調整後排出係数算定時に調整後排出量から減算することとしてはどうか。

$$\begin{array}{c} \text{非化石証書} \\ 1,000 \\ (\text{KWh}) \end{array} \times \begin{array}{c} \text{全国平均係数} \\ (\text{kg-CO}_2/\text{KWh}) \end{array} = \begin{array}{c} \text{調整後排出量から減算} \\ \text{CO}_2\text{削減相当量} \end{array}$$

○その際、FIT電気のゼロエミ価値についてはその対価を支払う者に帰属することを踏まえると、非化石証書の購入がない限り調整後排出係数算定の段階でFIT電気調達分だけCO<sub>2</sub>排出量が加算される。

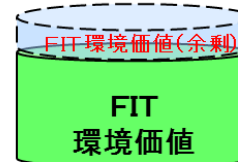
※他方で、非化石価値オークションの結果、約定されず余剰となったFIT電気のゼロエミ価値については、現行の調整後排出係数算定式同様、販売電力量のシェアに応じて分配することとしてはどうか。

### 【現行】

販売電力量のシェアに応じて、全電気事業者に分配



### 【改正案（取引後）】

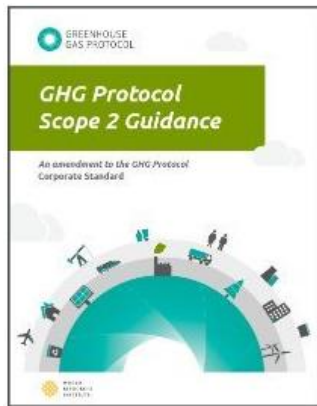


販売電力量のシェアに応じて、全電気事業者に分配

オークションにより価値を購入した者に帰属

## 【参考】GHGプロトコル「スコープ2ガイドンス」の概要（1/7）

- 2015年1月に発行された、企業向けのGHG排出量の算定・報告のための民間スタンダード。
- 排出される段階に応じたそれぞれの算定方法がスコープ1, 2, 3として定められている。
- 対象とするのは、「スコープ2」=企業が外部から購入する電力・蒸気・熱に関するGHG排出量。  
→ “**再エネ電力の調達によるCO2削減**”も対象に。



### 「スコープ2ガイドンス」

#### ●ロケーションベース

→ロケーションに対する平均的な発電排出係数（グリッド平均排出係数）に基づいて算定する方法。

#### ●マーケットベース

→報告企業が電力を購入している契約内容を反映して算定する方法。  
再エネ電力や低炭素電力メニューを反映することが可能。

マーケットベースでの算定にあたり、証書の活用が可能であり、その際に用いることができる証書の要件も規定されている。



## 【参考】日本の気候変動対策に係る国内制度

第1回 我が国企業による国際的なイニシアティブへの対応に関する研究会  
(2018年10月29日) 資料3-2より抜粋

- 日本では、地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度（SHK制度）により、企業は自らの温室効果ガス（GHG）の排出量を算定。
- SHK制度にて定められている温室効果ガス排出量の算定方法とGHGプロトコルスコープ2ガイダンスのGHG排出量の算定方法には違いがある。



需要家は温対法に基づき算定した排出量だと、グローバルイニシアティブ（CDP、SBT、RE100等）への報告に使用しづらくなっている。

|                  | グローバルルール(GHGプロトコル)                                                                                                                           | 国内ルール(温対法)                                                                                                                                                              |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| オフセットクレジット       | <ul style="list-style-type: none"><li>排出量の調整に<b>使用不可</b>。<br/>(ただし“再エネJ-クレジット”は使用可)</li></ul>                                                | <ul style="list-style-type: none"><li>排出量の調整に<b>使用可</b>。</li></ul>                                                                                                      |
| 証書               | <ul style="list-style-type: none"><li>排出量の調整に<b>使用可</b>。</li><li>証書が持つゼロエミ価値は<b>kWhベース</b>。<br/>✓同量(kWh)の電力を、その排出係数に拠らずゼロエミ化できる価値。</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>排出量の調整に<b>使用可</b>。</li><li>証書が持つゼロエミ価値は<b>t-CO2ベース</b>。<br/>✓証書発行元の発電によって回避されたと考えられる発電に伴う排出量分(＝全国平均係数／移行限界電源係数)のゼロエミ価値。</li></ul> |
| 証書発行後の属性のない電力の扱い | <ul style="list-style-type: none"><li><b>残余ミックス</b>を適用</li></ul>                                                                             | <ul style="list-style-type: none"><li><b>FIT電気はゼロ(基礎排出係数計算時)もしくは、全国平均係数(調整後排出係数計算時)を適用</b></li></ul>                                                                    |



## 【参考】 再エネ証書とグローバル情報開示・ イニシアティブとの整合性

第1回 我が国企業による国際的なイニシアティブへの対応に関する研究会  
(2018年10月29日) 資料3-2より抜粋

- 再エネ由来J-クレジット、グリーン電力証書、非化石証書については、GHGプロトコルスコープ2ガイダンスにおける再エネ証書のクライテリアに合致していることを確認済。
- また、再エネ由来J-クレジット、グリーン電力証書、非化石証書は、CDP報告書及びSBTにおいても、再エネ証書として活用できることを確認済。
- RE100については、現在、再エネ由来J-クレジット及びグリーン電力証書が再エネ証書として活用可能。

|                      | CDP<br>(GHGプロトコル準拠) | SBT<br>(GHGプロトコル準拠) | RE100<br>(GHGプロトコルを<br>ベースに独自要件あり) |
|----------------------|---------------------|---------------------|------------------------------------|
| J-クレジット<br>(再エネ電力由来) | ○                   | ○                   | ○                                  |
| グリーン電力証書             | ○                   | ○                   | ○                                  |
| 非化石証書                | ○                   | ○                   | ○※                                 |

※今後、非化石価値取引市場の利用価値向上に向けた検討の一環で、非化石証書のトラッキングに係る実証実験を行うこととしている。なお、RE100からは、非化石証書以外も含めて日本における再エネ調達の方法を図に示すことが要望されている。

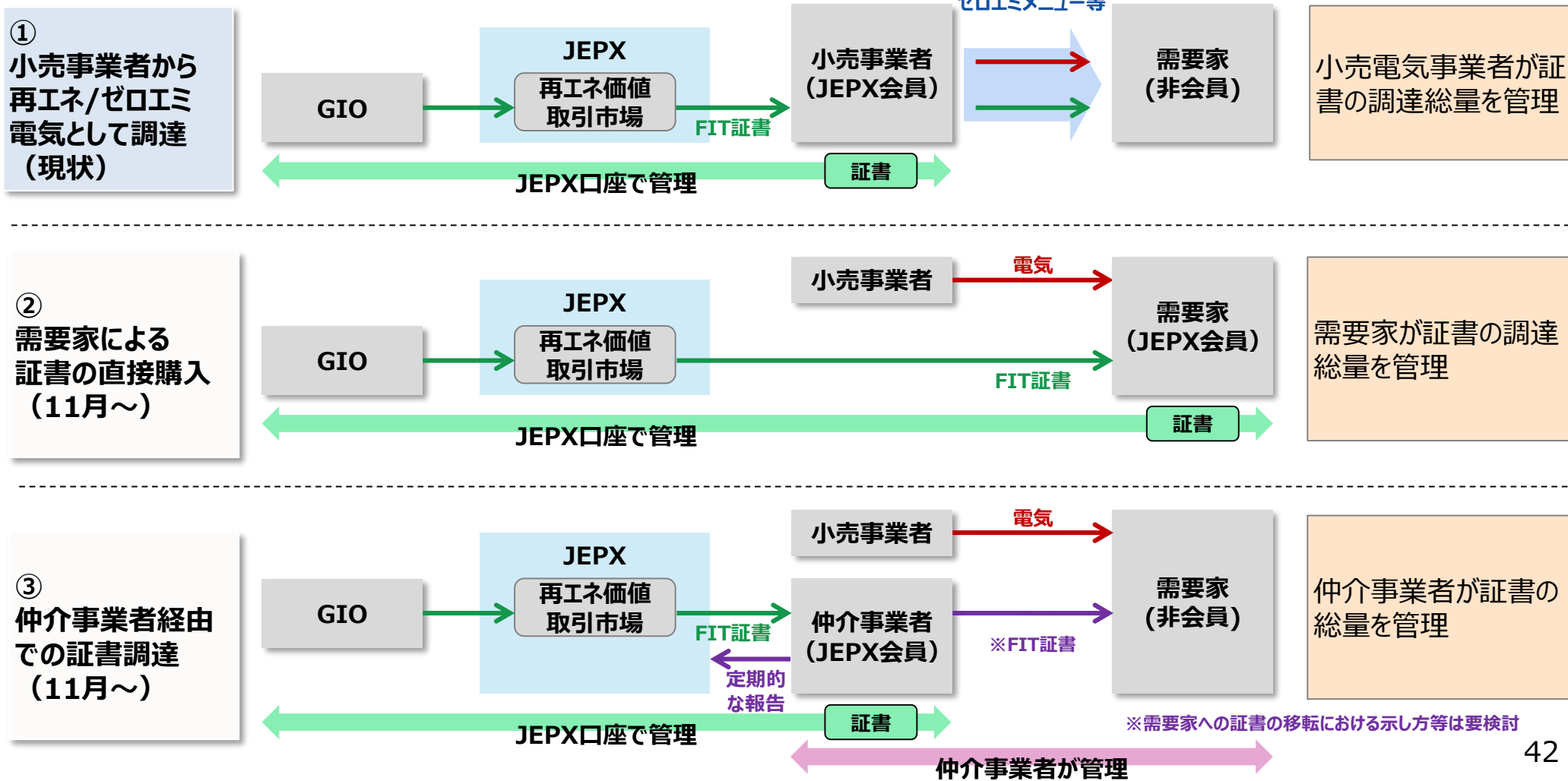
# 【参考】RE100における主な再エネ調達手法について

| カテゴリ        | 具体的な調達手段                                   | 備考                                                                                                                          |
|-------------|--------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自家発<br>自家消費 | 自社が保有する<br>再エネ発電設備からの発電                    | 自社が保有する再エネ発電設備からの発電                                                                                                         |
| 電力<br>購入    | 電力供給者の有する敷地内<br>(オンサイト) の再エネ発電所<br>からの購入   | オンサイトの再エネ調達。                                                                                                                |
|             | 敷地外 (オフサイト) の<br>再エネ発電所から自営線経由<br>での調達     | オフサイトで自営線による再エネ調達。                                                                                                          |
|             | 系統接続したオフサイトの再エネ<br>発電所からの直接調達<br>(例 : PPA) | 再エネ発電事業者が需要家に電気と再エネ証書を直接適用する<br>(フィジカルPPA) と、電気の価格は卸価格と契約価格(strike<br>price)との差額決済とし、証書は別途発電事業者から需要家に提<br>供する(バーチャルPPA)が該当。 |
|             | 電力供給者との契約 (グリーン<br>電力商品) による調達             | 電力提供事業者が証書を活用して再エネ商品として提供する。                                                                                                |
|             | 電気と切り離された<br>電源の属性証書の調達                    | 北米のRECや欧州のGO、他の地域でのI-RECなどが対象。なお、コ<br>ジエネのように、需要家が化石燃料由来の自家発の使用電力に証書<br>をあてるべきではないとしている。                                    |

※この他、米国のRPSなど規制に基づくものであり、ある特定の需要家の要求により積極的に供給されるのではなく、一般的な提供する電力が再エネとなっているものの消費においては、一定の条件の下で認められることがある。但し、広く適用されるものではない模様。

# 【参考】試行的取引期間におけるFIT証書の口座管理について

- 11月からの再エネ価値取引市場の試行的取引期間では、新たな市場参加者となる需要家や仲介事業者もJEPXに証書の口座を保有し、調達した証書の総量を管理することになる予定。



# 【参考】FIT非化石証書の二重償却の防止策

第15回制度検討作業部会（2017年11月28日）  
資料4より抜粋

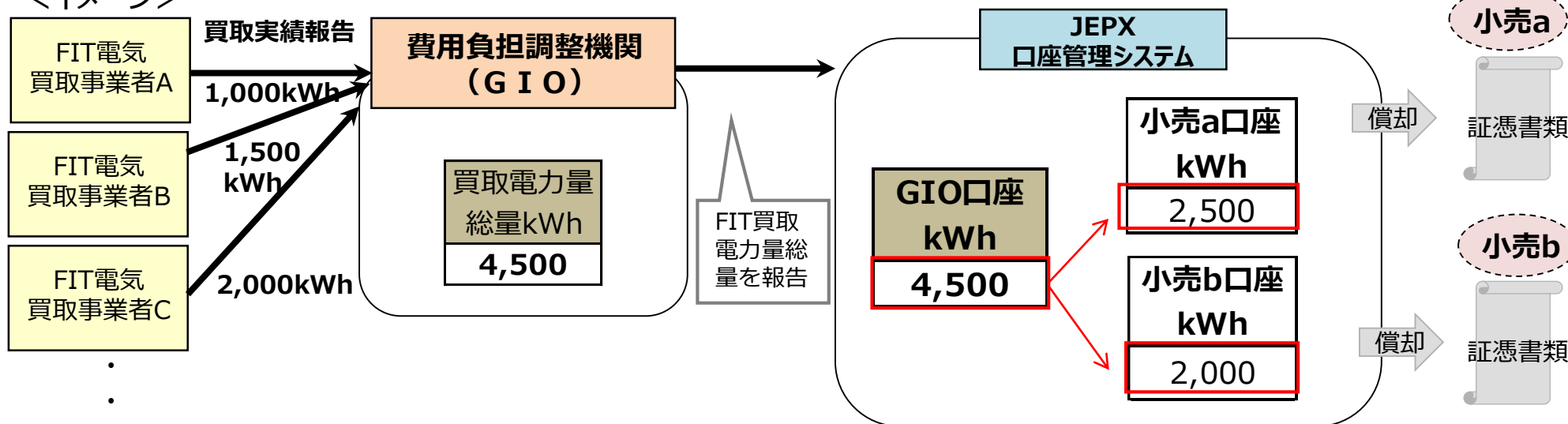
- 以下の仕組みにより、FIT電源由来の非化石証書は二重償却の防止を図る予定。
  - ① GIOがFIT電気買取事業者より受けた買取実績の内容を確認の上、集計値をJEPXに報告。
  - ② 当該報告を受け、JEPXのシステム内に設置されるGIO口座に、取引対象となる非化石証書量を入力。
  - ③ オークションで約定された非化石証書は、JEPXのシステム内の小売電気事業者の口座に移転し管理。
  - ④ 翌年度には口座残高は持ち越すことはできず、償却時に残高がゼロになる仕組み。

※ 温対法上の排出係数の報告にあたり、小売電気事業者はJEPXより証憑を取得し添付して提出。当該年に認定・発行された証書は同年度の排出係数・非化石電源比率の報告に使用。

※ GIOの業務については、FIT法の調整業務との位置づけであり、経済産業大臣の監督命令の対象となる。

※ また、非化石証書の取引に係る会計上の取り扱いについては、今後必要な措置を講じるものとする。

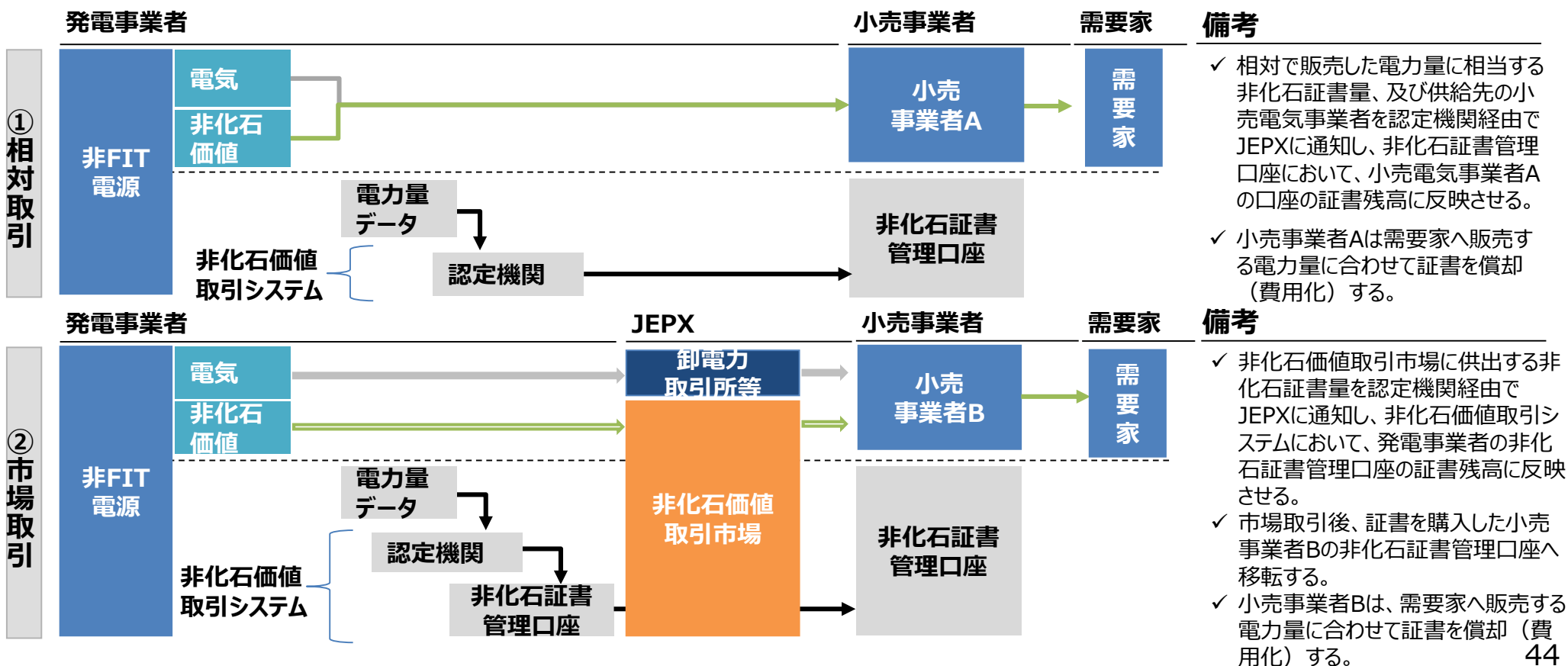
<イメージ>



# 【参考】非化石価値のダブルカウント回避について

第14回 電力・ガス基本政策小委員会  
(2018年12月19日)資料5-2より抜粋

- 非化石価値を取引するにあたって、発電事業者や小売電気事業者による非化石価値のダブルカウント（とりわけ証書を発行していない電気の非化石価値とのダブルカウント）が生じないような管理体制が必要。
- このため、当該発電事業者が相対取引で非化石価値を有する電気を小売事業者に販売する場合においても、すべて証書化の上、非化石価値取引システムにて管理することとしてはどうか。具体的には、当該販売電力量及び供給先の小売電気事業者を認定機関経由でJEPXに通知し、非化石証書管理口座において、当該小売電気事業者の口座の証書残高に反映させる仕組みとしてはどうか。



## 今後のスケジュール

- 9月下旬 :本作業部会において個別論点の整理、決定
- 10月上旬目途 : 中間とりまとめ（案）
- 10月 : パブリックコメント
- 10月中旬 :需要家、仲介事業者向け説明会
- 11月19日 - 26日 : 再エネ価値取引市場オークション